

公益社団法人新潟県栄養士会育児・介護休業等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第23条及び第24条の規定に基づき、職員の育児・介護休業等の手続き、期間、給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、1歳に満たない子と同居し、養育するものは、申出により、育児休業をすることができる。ただし、期間契約職員であつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

(1) 本会に雇用された期間が1年以上であること。

(2) 子が1歳6か月に達するまでの間に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

3 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること。

(2) 次のいずれかの事業があること。

ア 保育所の入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

4 育児休業をすることを希望する職員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前（前項の規定に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

5 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

(介護休業)

第3条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、期間契約職員であつては、申出時点において、次のいずれにも該当するものに限り、介護休業をすることができる。

(1) 本会に雇用された期間が1年以上であること。

(2) 介護休業を開始しようとする日から起算して、93日を経過する日（93日経過日）から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて従業員が同居し、かつ、扶養している者

3 介護休業を希望する職員は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに介護休業

申出書を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

- 4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(子の看護休暇)

第4条 小学校の就業の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために職員就業規則第15条で定める休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、1月1日から12月31日までの期間とする。

- 2 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。

(介護休暇)

第5条 介護状態にある家族を介護その他の世話をする職員は、負傷し、就業規則第15条で定める休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、1月1日から12月31日までの期間とする。

- 2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

(育児・介護のための所定外勤務の免除)

第6条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超えて勤務させることはない。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための所定外勤務免除申出書を事務局長に提出するものとする。この場合において、免除期間は次条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

(育児・介護のための時間外勤務の免除)

第7条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、職員就業規則第11条規則及び時間外勤務に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年間について150時間を超えて時間外勤務をさせることはない。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外勤務制限申出書を事務局長に提出するものとする。この場合において、制限期間は前条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

(育児・介護のための深夜業の制限)

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、職員就業規則第11条規則にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に勤務をさせることはない。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を事務局長に提出するものとする。

(育児短時間勤務)

第9条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、職員就業規則第23条の勤務時間について、以下のように変更することができる。

勤務時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。)の6時間とする。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の1か月前までに、育児短時間勤務制限申出書により事務局長に申し出なければならない。
- 3 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく給料を時間換算した額を基礎とした実勤務時間分の給料と諸手当の全額を支給する。

(介護短時間勤務)

第10条 介護状態にある家族を介護する職員は、利用開始の日から3年間の範囲内で、申し出ることにより、職員就業規則第24条の勤務時間について、以下のように変更することができる。

勤務時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。)の6時間とする。

- 2 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により事務局長に申し出なければならない。
- 3 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく給料を時間換算した額を基礎とした実勤務時間分の給料と諸手当の全額を支給する。

(給与の取扱い)

第11条 育児・介護休業の期間については給与は支給しない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇を取得した日は出勤した日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第13条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外勤務の免除、育児・介護のための時間外勤務及び深夜業の制限並びに勤務時間の短縮措置等に関して、この規定に定めないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(補則)

第14条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年4月11日から施行する。